資料１－１

令和８年度第１回青森県障がい者自立支援協議会
医療的ケア児支援体制検討部会

令和８年度医療的ケア児支援に係る事業の実施状況について

令和８年９月１０日
青森県健康医療福祉部
障がい福祉課

1. 県内の医療的ケア児の現状について

2. 医療的ケア児の円滑な在宅生活支援事業について

3. 医療的ケア児の災害対策について

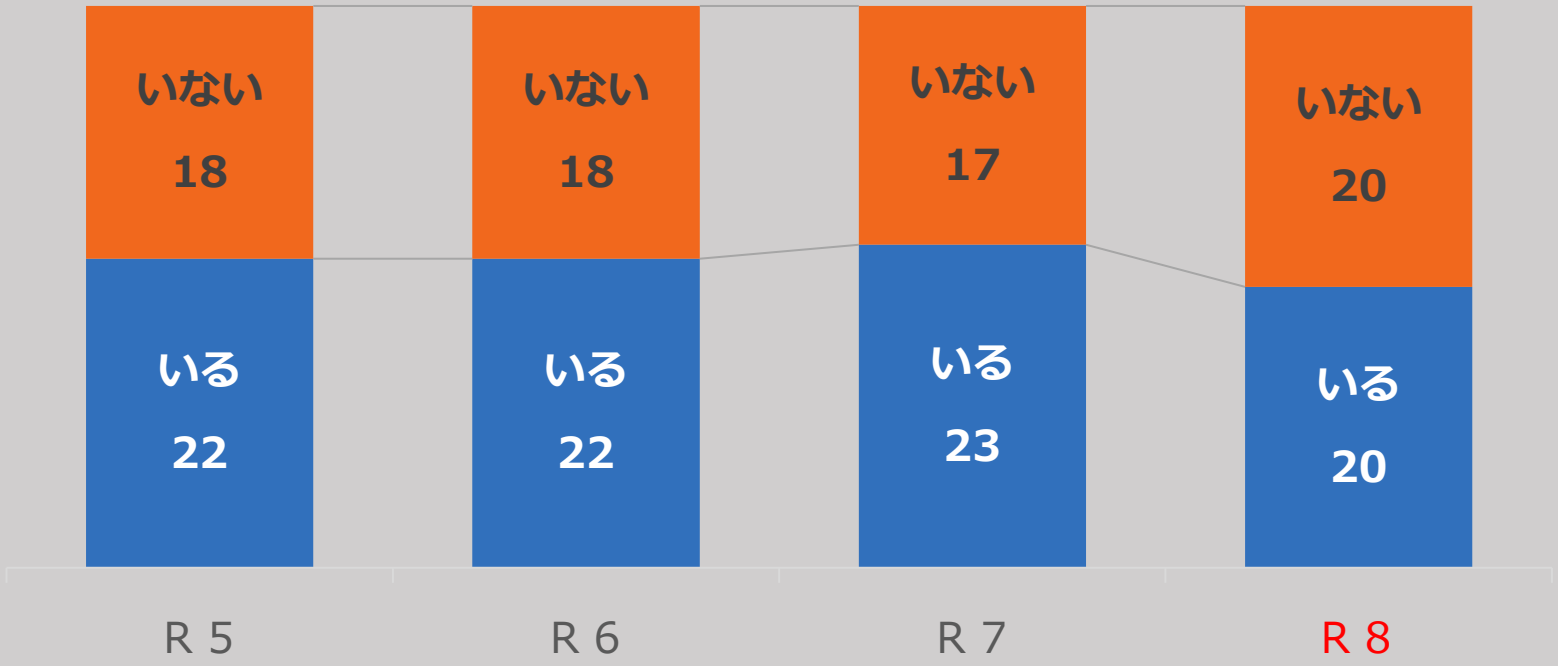
4. 青森県の医療的ケア児支援体制について

１．県内の医療的ケア児の現状

県内の医療的ケア児数

Ｒ７調査	→	Ｒ８調査
１７０名		１９６名

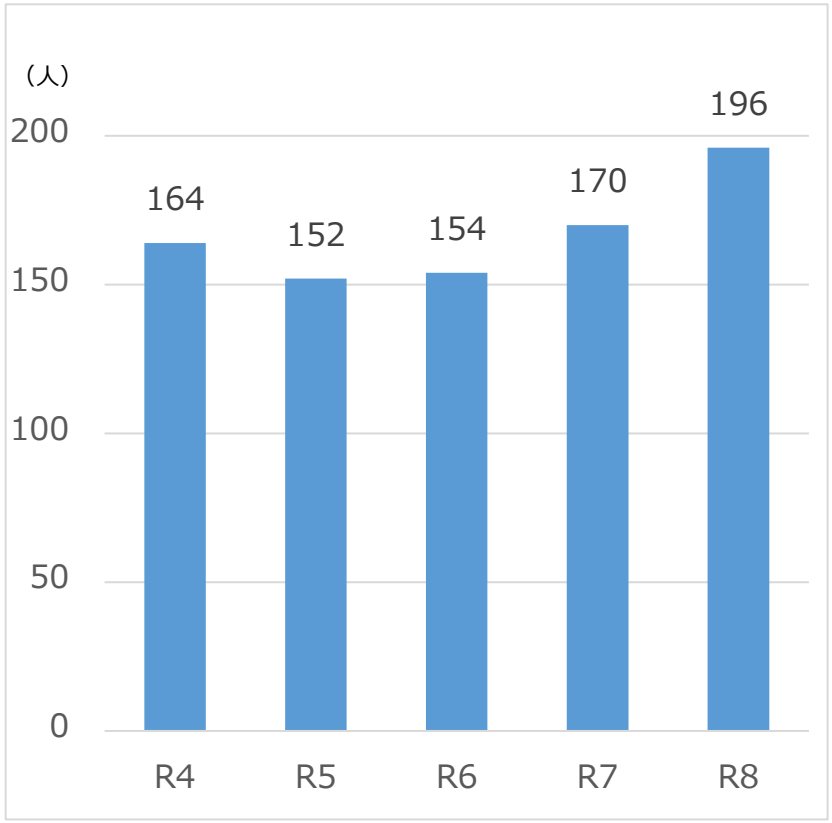
医療的ケア児のいる市町村数



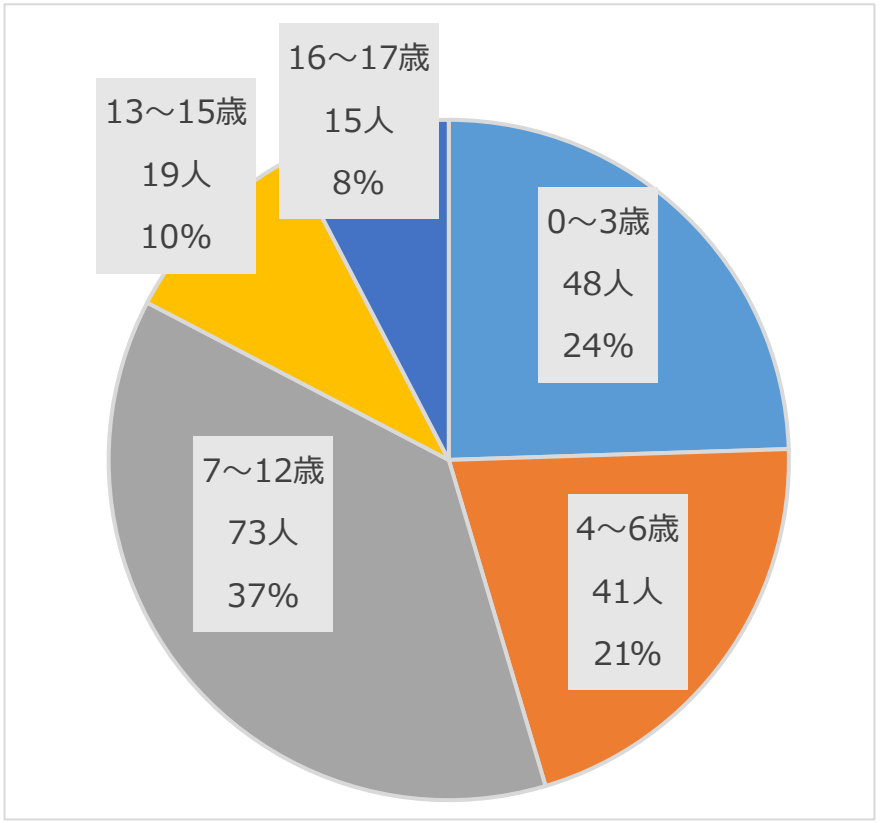
1．県内の医療的ケア児の現状

青森県医療的ケア児支援に関する市町村実態調査結果（R8.4.1現在）

1．医療的ケア児数



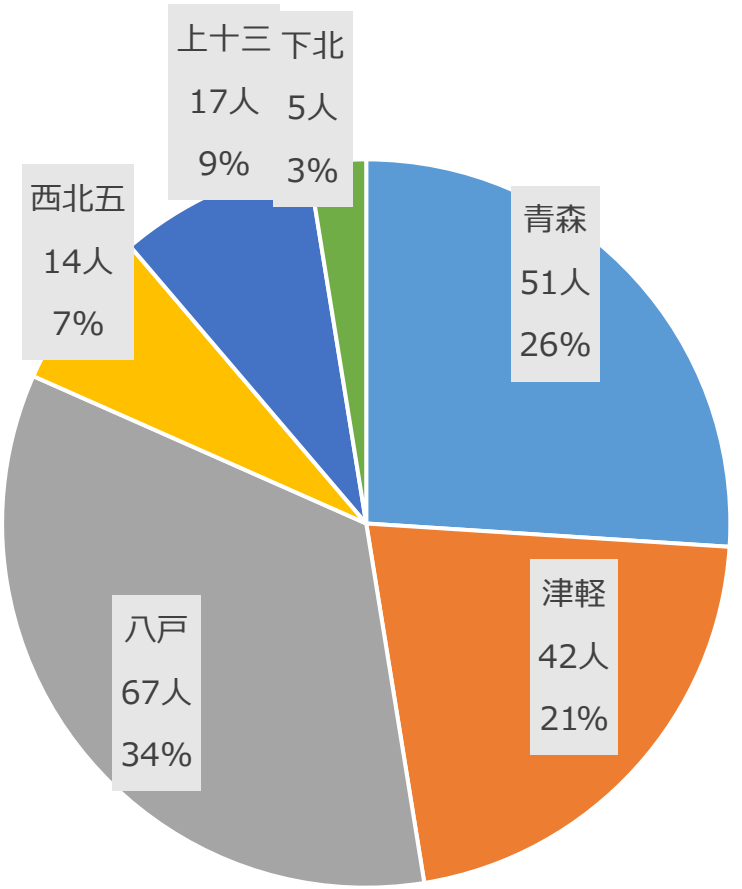
2．年齢階層別人数



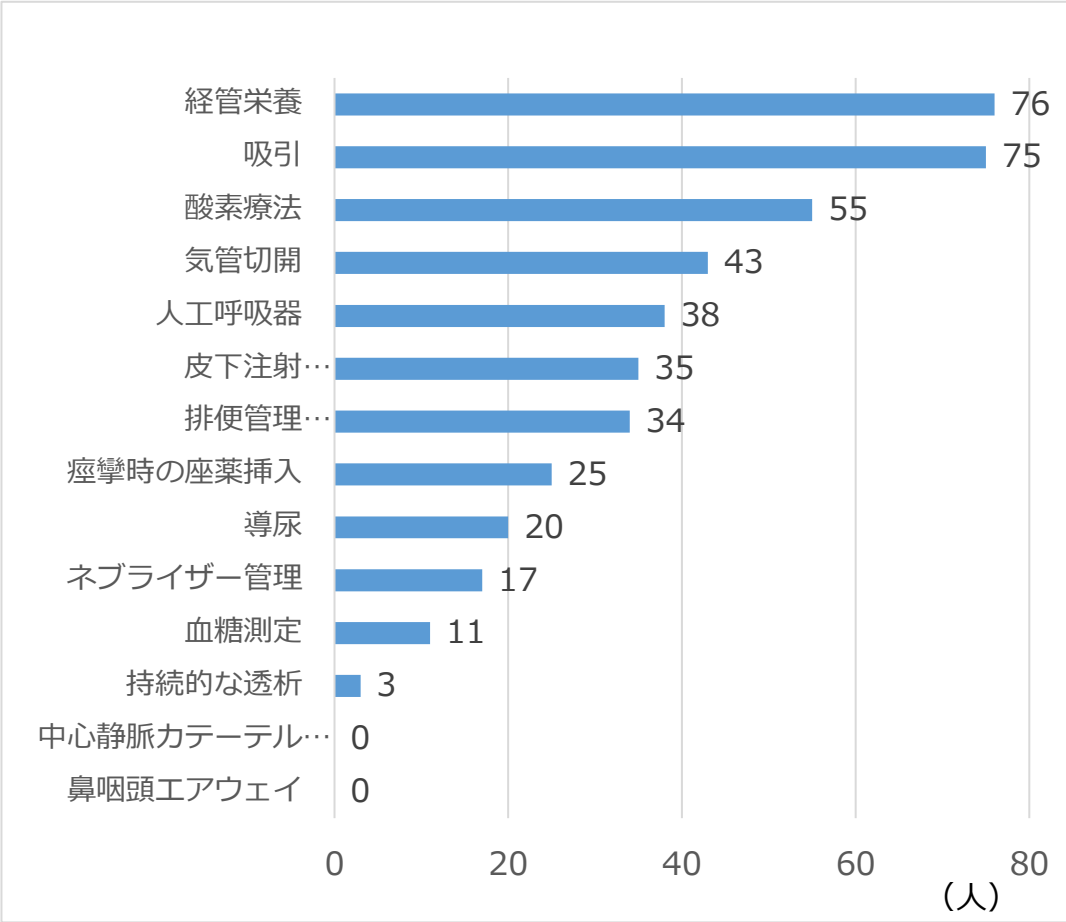
1．県内の医療的ケア児の現状

青森県医療的ケア児支援に関する市町村実態調査結果（R8.4.1現在）

3．圏域別医療的ケア児数



4．必要な医療的ケア児種別（複数回答）



1．県内の医療的ケア児の現状

青森県医療的ケア児支援に関する市町村実態調査結果（R8.4.1現在）

5．身体障害者手帳取得状況

取得済み	取得なし
115	81

6．日常生活用具支給状況

ネブライザー	吸引器	パルスオキシメーター	紙おむつ・ガーゼ等	ポータブル電源	入浴補助用具	その他	なし
11	58	11	46	6	6	28	103

7．障害福祉サービス支給決定状況

居宅介護	移動支援	訪問入浴	訪問看護	短期入所	日中一時支援
4	2	1	28	36	8
児童発達支援	**医療型児童発達支援**	**放課後等デイサービス**	**保育所等訪問支援**	**居宅訪問型児童発達支援**	**利用なし**
40	3	63	9	3	75

1．県内の医療的ケア児の現状

青森県医療的ケア児支援に関する市町村実態調査結果（R8.4.1現在）

8．個別避難計画作成状況

※人工呼吸器利用児数は、医ケア児数の内数

	市町村名	医療的ケア児数	作成済	未作成	その他	人工呼吸器利用児数	作成済	未作成
1	青森市	50	30	20	0	14	11	3
2	弘前市	28	7	11	10	4	2	2
3	八戸市	56	1	55	0	4	0	4
4	五所川原市	9	4	0	5	2	2	0
5	黒石市	2	0	2	0	0	0	0
6	十和田市	7	5	0	2	4	4	0
7	三沢市	8	7	1	0	4	4	0
8	むつ市	5	5	0	0	1	1	0
9	つがる市	2	0	2	0	1	0	1
10	平川市	7	2	3	2	1	1	0
11	平内町	1	0	1	0	0	0	0
12	鰺ヶ沢町	2	1	0	1	0	0	0
13	藤崎町	2	0	2	0	0	0	0
14	大鰐町	2	0	2	0	0	0	0
15	田舎館村	1	0	1	0	0	0	0
16	鶴田町	1	1	0	0	1	1	0
17	六戸町	2	0	2	0	0	0	0
18	おいらせ町	6	1	5	0	0	0	0
19	五戸町	3	0	1	2	0	0	0
20	南部町	2	2	0	0	2	2	0
計		**196**	**66**	**108**	**22**	**38**	**28**	**10**
			37.9%	（前回30.1%）			**73.7%**	（前回57.9%）

※その他：避難行動要支援者名簿に掲載がない、自己対応可能なため作成しないとの保護者の意向があるもの等

9．日常生活用具給付等事業における非常用電源の補助

対象	対象外
22	18

10．在宅レスパイト事業

実施	実施なし
3	37

2．医療的ケア児在宅生活支援事業

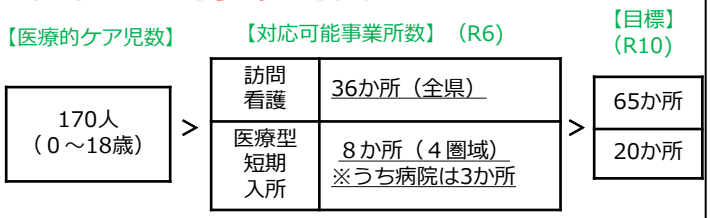
健康医療福祉部　障がい福祉課

医療的ケア児の円滑な在宅生活支援事業【一部新規】　22,192千円

事業の目指す姿（アウトカム）

現状　→　事業終了後の姿

○在宅で過ごす医療的ケア児は**県内170人**（R7）
○在宅支援に重要な訪問看護事業所、医療型短期入所事業所等における**医療的ケア児の受入体制が不十分、対応看護師等が不足。**
○医療型短期入所は**地域的な偏り**があり、重い医療的ケアに対応できるところは**さらに限定される**。



→医療的ケア児とその家族が、住んでいる場所や医療的ケアの症状にかかわらず、円滑に在宅で生活できるよう、**医療的ケア児を受入可能な「訪問看護事業所」「医療型短期入所事業所」等を増やすこと**が必要。

課題

○訪問看護事業所や医療型短期入所事業所では、障がい福祉サービスへ事業を拡大するためのノウハウがなく、参入障壁が高い。
○短期入所事業所や通所支援事業所等が医療的ケア児を受け入れるための送迎者や医療機器等を整備するに当たって、イニシャルコストが高い。
○医療型短期入所を病院で実施する場合、入院と同等の対応をするにもかかわらず、入院と比べ病院が得られる収入がかなり少ないこと、医療的ケアの重い児童を受け入れる場合は保護者の付き添いがないと対応が困難であることから、病院の負担が非常に大きい。

より多くの障がい福祉サービス事業所や病院が医療的ケア児支援に参入できる仕組みが必要

目指す姿を実現するための取組（アウトプット）

【概要】
医療的ケア児とその家族がより円滑に在宅で暮らすことができるよう、障がい福祉サービス事業所や病院の医療的ケア児支援への参入を図るとともに、参入意欲のある事業所に対する伴走支援や看護師等への研修を行う。

取組1　医療的ケア児等受入促進事業（新規・拡充）　11,242千円

①医療型短期入所事業所受入促進のための調査及びモデル体制構築事業（新規）
・病院で医療的ケア児を受け入れるにあたって、現制度や受入態勢に係る課題の整理や、ヘルパー派遣で対応できる業務範囲の確認、適正な報酬の分析及び考察を行い、医療的ケア児のレスパイトに係るモデル体制を構築する。（訪問看護事業者への委託）
②医療的ケア児受入れ事業所支援補助（拡充）
・対象：医療型短期入所事業所、通所支援事業所、訪問看護事業所等
・内容：送迎車、浴槽、医療機器等の購入費に対する補助
補助率1/2、1事業所当たり上限100万円

取組2　医療的ケア児対応事業所の個別支援（継続）　10,262千円

①訪問看護事業所個別支援事業：訪問看護事業所に対する伴走個別支援
②医療型短期入所事業所個別支援事業：医療型短期入所事業所に対する伴走個別支援
③看護師スキルアップ研修事業：訪問看護、短期入所、保育所、通所支援、生活介護等の看護師を対象とした技術研修

取組3　医療的ケア児等コーディネーター育成事業（継続）　688千円

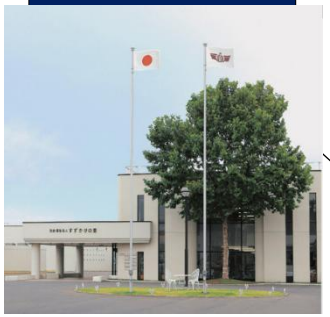
既に活動している医療的ケア児等コーディネーターのフォローアップ研修を行う。

[参考]小児在宅支援センター運営事業（継続）　35,915千円

医療的ケア児支援の拠点として、①家族や支援機関に対する相談・支援、②研修等による人材育成、③事業所等調査・分析等を行う。

【参考】医療型短期入所事業所　県内指定事業所について

R6.11.1指定
介護老人保健施設
すずかけの里



県立あすなろ
療育福祉センター

R8.3.1指定
むつリハビリテーション病院



R5.4.1指定
三沢市立三沢病院



R7.9.1指定
介護老人保健施設
ハートランド



R5.6.1指定
介護老人保健施設湖水荘



県立はまなす
医療療育センター

R5.5.1指定
介護老人保健施設
はくじゅ



【新】R7.11.1指定
介護老人保健施設ヴィラ弘前



【新】R7.11.1指定
あらいこどもクリニック



R8.4.1指定
八戸市立市民病院



令和5年度　３事業所指定
令和6年度　１事業所指定
令和7年度　４事業所指定
令和8年度　１事業所指定

6圏域13事業所（R8.4現在）

※　令和7年度県障がい福祉課調査

【参考】医療型短期入所事業所　県内指定事業所について（圏域別）

圏域名	医療的ケア児数（人）	医療型短期入所事業所数	
		病院・診療所	介護老人保健施設
青森	５１	2	1
津軽	４２	1	1
八戸	６７	3	1
西北五	１４	0	1
上十三	１７	1	1
下北	5	1	0
計	**１９６**	**8**	**5**

・各圏域に１ヶ所以上開設されたが、
　医療的ケア児数に対して十分な数とは言えない
・低年齢・重い医療的ケア児者に対応できるところが少ない

２．医療的ケア児在宅生活支援事業

（１）医療型短期入所事業所受入体制の調査及びモデル体制構築事業

事業概要

総合病院には、医療的ケアの重い児等を医療型短期入所で受け入れることが想定されるが、受入側の負担も大きくなることから、受け入れる病院に必要な支援について調査し、モデル体制を構築する。

事業内容

①必要な支援の調査
- 入院を想定したときの入院診療報酬及び実際に請求する障害福祉サービス費の差額を明確にする。
- ヘルパー派遣の必要性を調査し、ヘルパーを派遣、ヘルパー派遣の費用を支払う。

②モデル体制の提案
①の調査をもとに、総合病院で医療型短期入所で医療的ケア児等を受け入れる際に必要な支援、手順、課題等を報告する。

委託先　八戸市立市民病院

２．医療的ケア児在宅生活支援事業

（２）医療的ケア児等受入促進事業費補助事業

事業概要

新たに医療的ケア児等を受け入れる医療型短期入所事業所、障害児通所支援事業所及び訪問看護事業所に対し、医療的ケア児等の送迎のための車両購入、入浴サービス実施のための浴槽整備、医療的ケア児等の受入に必要な医療機器等の整備費用を補助

補助率：１／２
補助額：１事業所あたり上限1,000千円

※申請受付終了

申請状況

申請件数	６件	（申請額合計4,549千円）
交付決定済件数	５件	（交付決定額合計3,651千円）

（3）短期入所施設開設促進事業

事業概要

医療的ケアを必要とする障がい児者や重症心身障がい児者が全国的に増加する中、地域生活を支える短期入所事業所における医療的な対応が求められているが、本県の医療型短期入所事業所は、13事業所と不足・偏在しており、全県的に十分な数が確保できていないため、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じている。

医療的ケア児が在宅で安心して生活できるよう、開設に関心のある施設等に対する個別提案訪問や、新規に指定を受けた事業所等へのフォローアップ等により、医療機関や介護老人保健施設に対し医療型短期入所施設の新規開設を促進する。

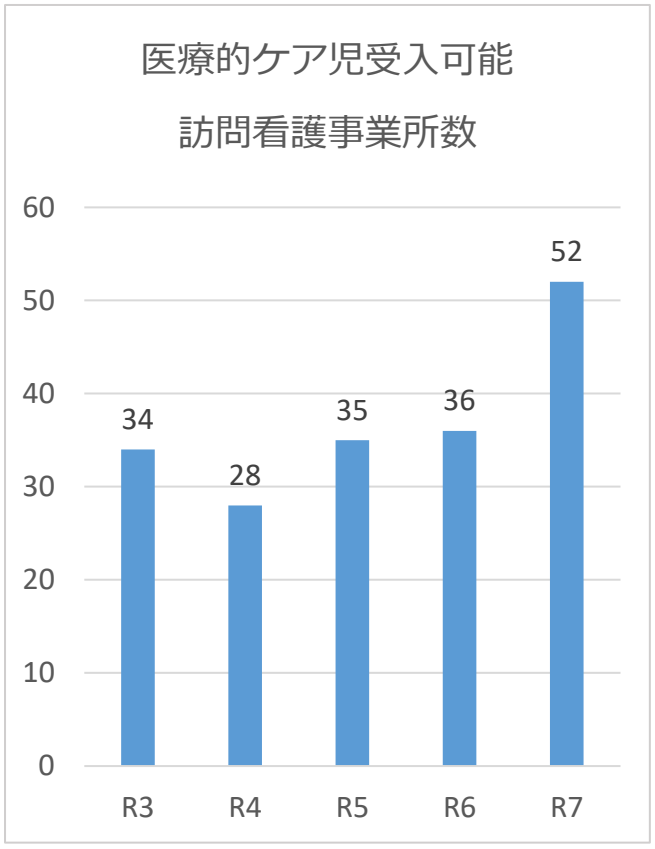
取組内容

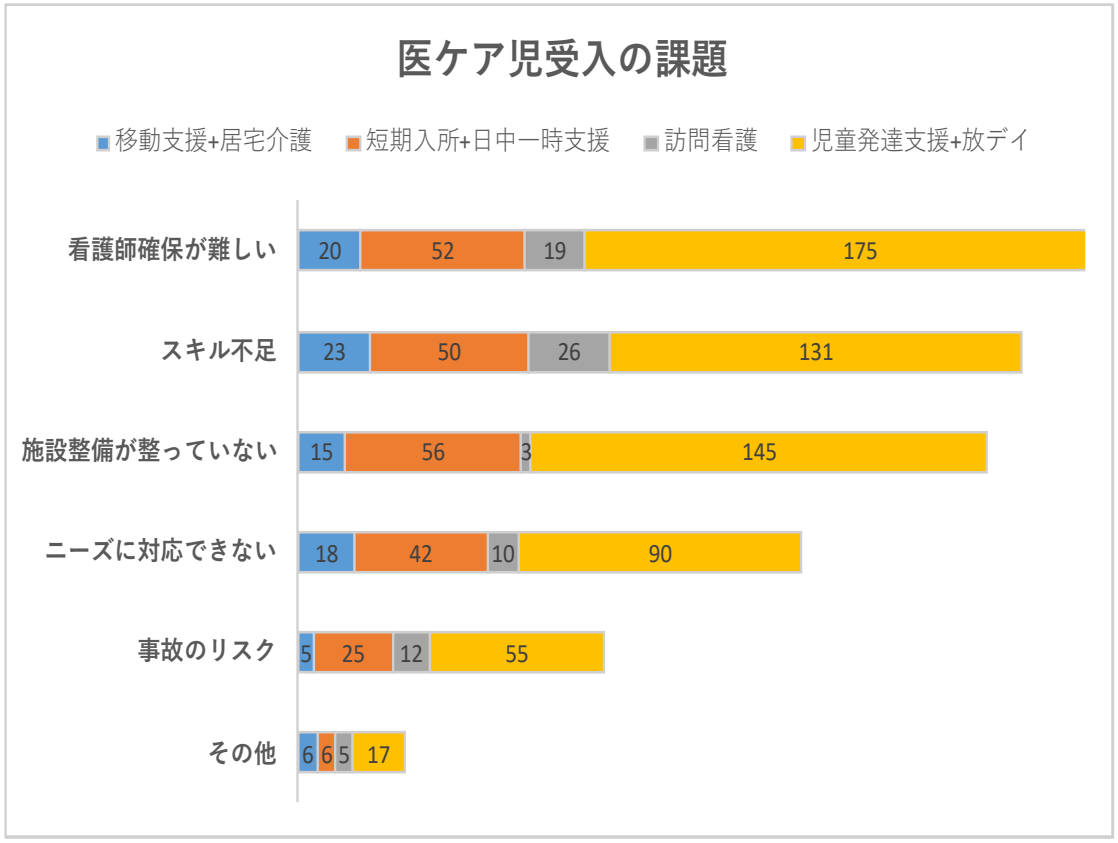
項目	個別提案訪問	フォローアップ	電話相談窓口
概要	【対象】 開設に関心のある医療機関及び介護老人保健施設等 【内容】 訪問により開設を働きかけるとともに、必要に応じて収入シミュレーションの例示等を行う。	【対象】 新規に指定を受けた事業所等 【内容】 既に指定を受けている施設からの職員派遣等により、利用者受入に当たっての注意点の説明や実地における研修等を行う。	【対象】 開設を検討しているまたは指定を受けた事業所等 【内容】 受入にあたっての支援上の相談、事業運営や報酬請求等専門的な相談窓口を設置し、個別相談に応じる。

委託先　（㈱）医療経営研究所

2．医療的ケア児在宅生活支援事業

※令和７年９月県調査抜粋





医療的ケア児を受け入れることのできる訪問看護事業所が増えてほしい

→　**受入の課題は「スキル不足」、「ニーズに対応できない」**

（４）医療的ケア児在宅生活支援事業（訪問看護）

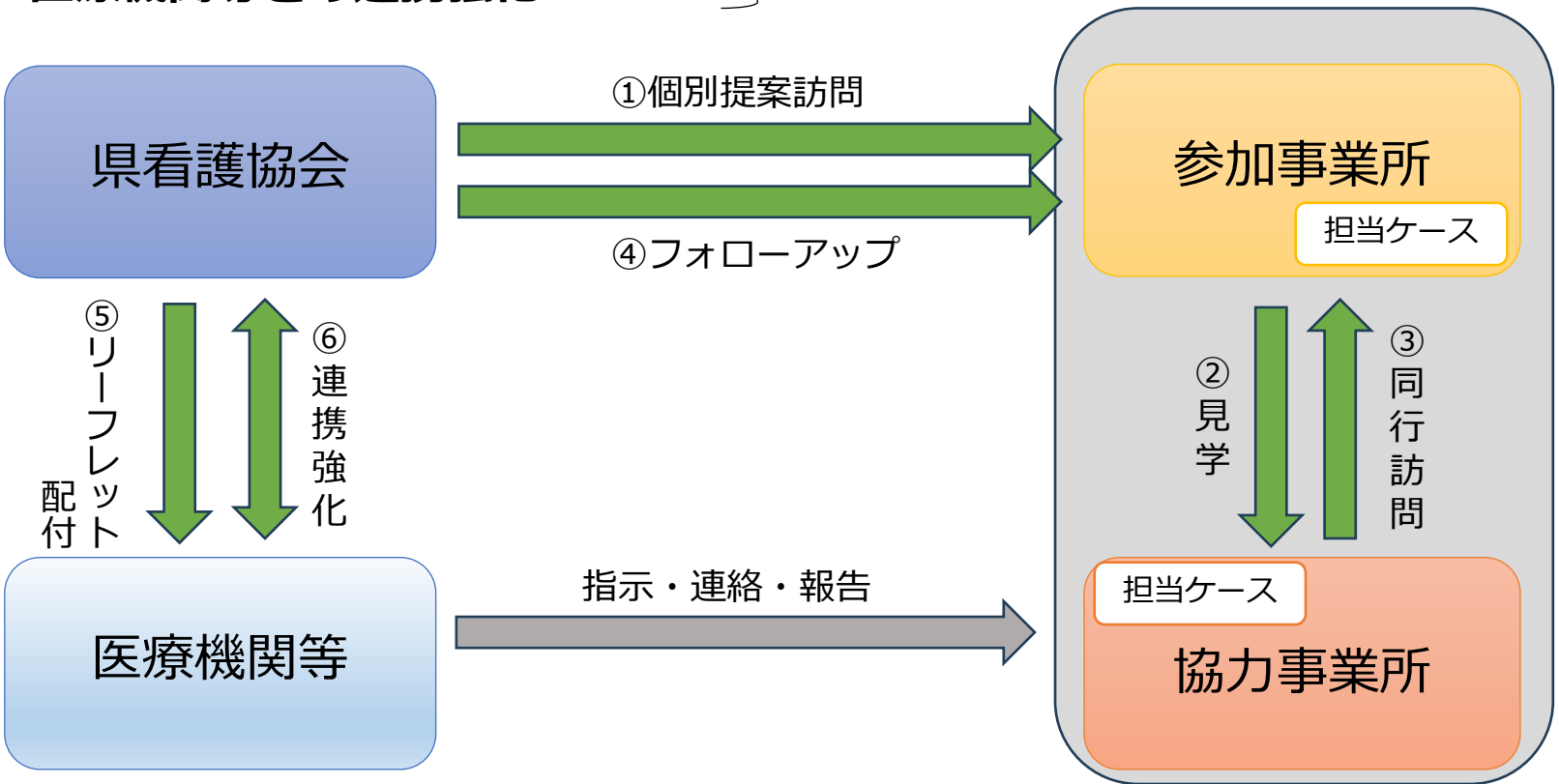
（青森県看護協会への委託事業）

① 対応事業所個別提案訪問
② 対応事業所伴走支援（見学）
③ 対応事業所伴走支援（同行訪問）

既に受入実績のある事業所に協力を得て、
新規参加事業所の受入を促進（Ｒ７まで）
※Ｒ７参加事業所数　９か所

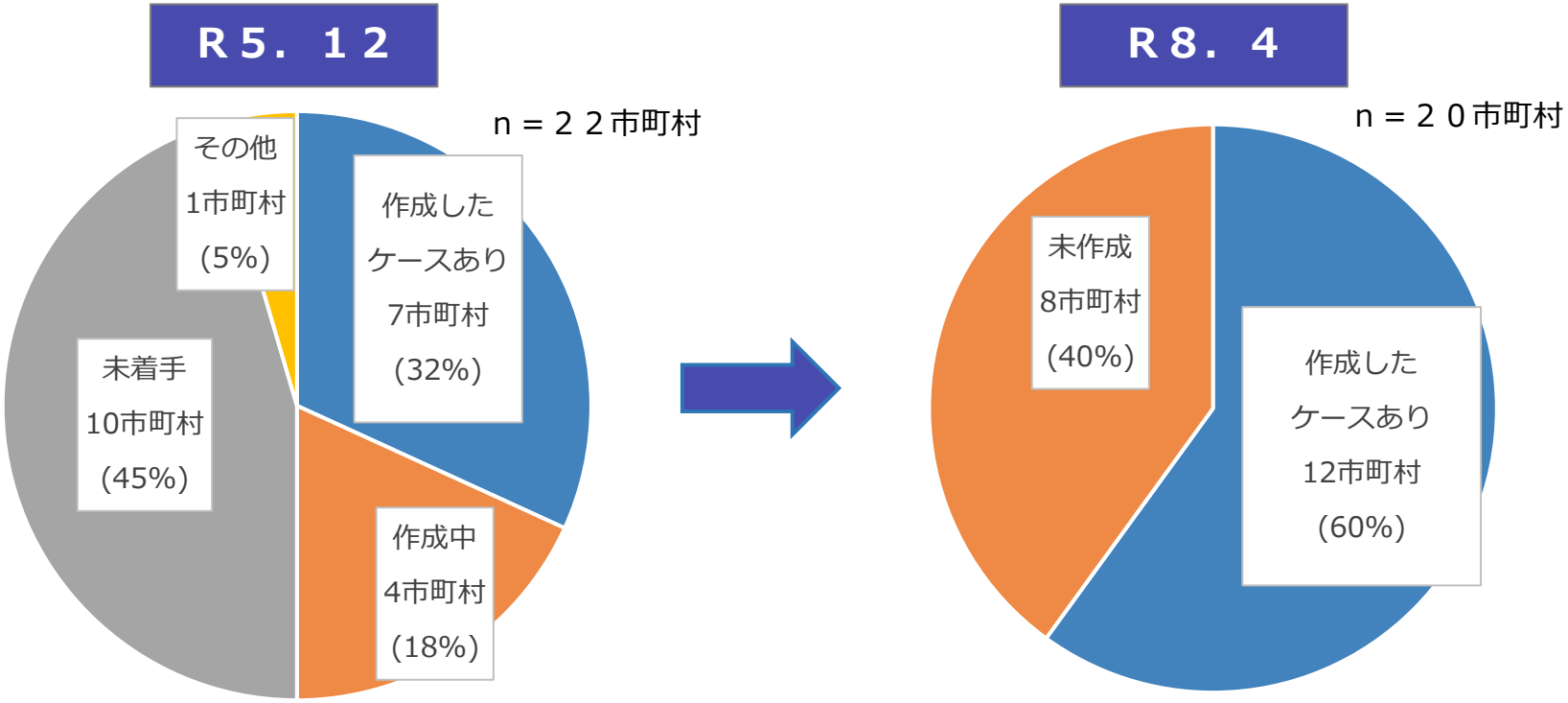
④ 対応事業所フォローアップ
⑤ リーフレット作成
⑥ 医療機関等との連携強化

Ｒ８の主な取組



３．医療的ケア児の災害対策

市町村別個別避難計画作成状況



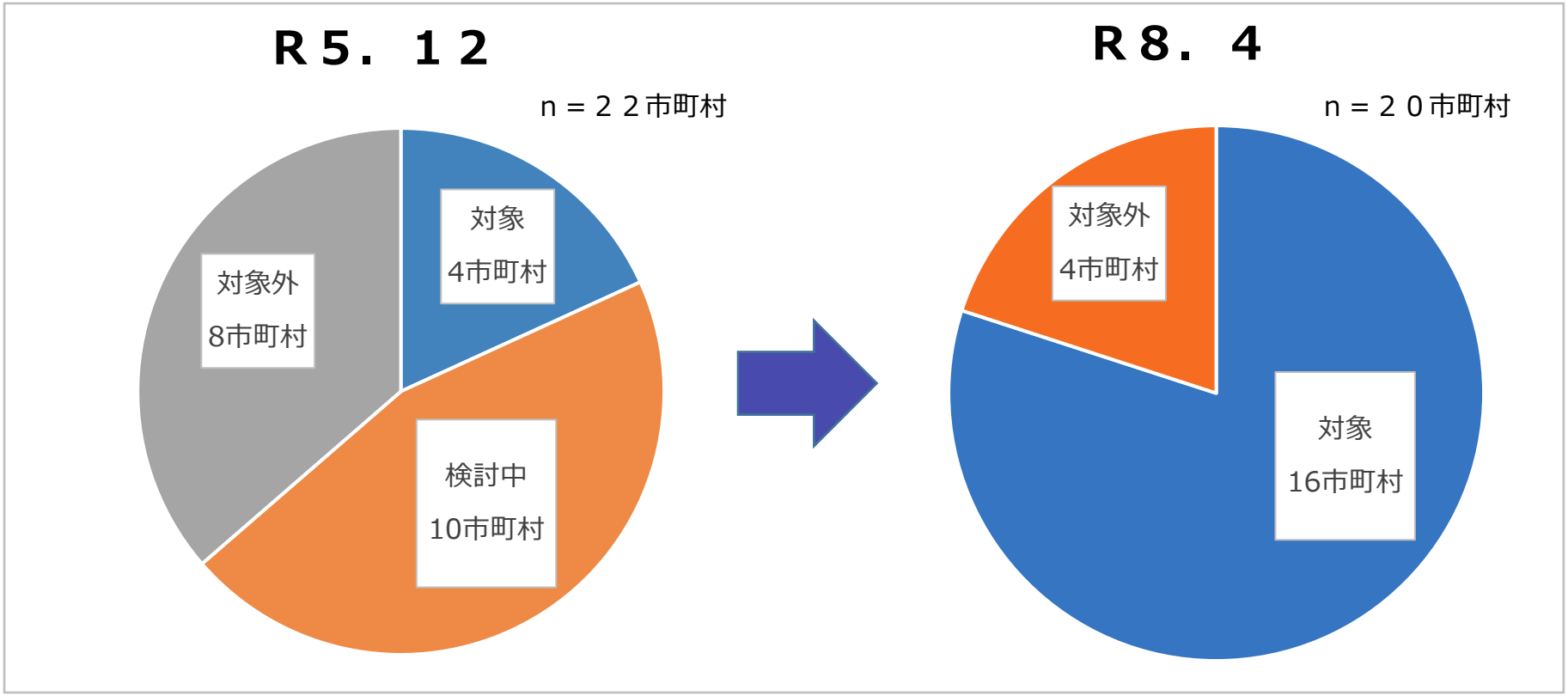
※「作成したケースがある」はＲ５調査時の「作成している」、
「すべてではないが作成したケースがある」を合算したもの

R6.7.9付け青障第556号「医療的ケア児災害時個別支援計画作成マニュアルについて」により、県から市町村に対し「医療的ケア児災害時個別支援計画作成マニュアル」を活用いただき、医療的ケア児の災害時個別避難計画を作成するよう依頼。

→ **避難行動要支援者名簿掲載の要否について検討し、名簿に掲載されている児のうち、特に、災害時に多くの支援が必要な児については、早急に計画を作成するようお願いします。また、作成済みの市町村には、避難訓練の検討及び定期的な計画の見直しをお願いします。**

３．医療的ケア児の災害対策

災害時の電源対策
（日常生活用具給付における発電機や蓄電池等非常用電源の取扱）



R5.11.29付け青障号外により「地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）について」により、
障害者総合支援法に定める地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の給付対象に
在宅療養等支援用具等に使用できる発電機等の追加を検討するよう依頼している。

→　**引き続き、発電機等の追加の検討をお願いします。**

4．令和８年度青森県医療的ケア児支援体制図

支援体制整備	人材育成	事業所等支援	普及啓発	家族支援
青森県小児在宅支援センター運営事業（障がい福祉課）【委託】				
①相談支援 ア）支援機関への支援（間接支援） ウ）市町村訪問支援	②人材育成 ア）小児在宅サポーター勉強会	③調査・分析 医療的ケア児等事業所等受入状況調査	○センターHP等による情報提供・情報発信	①相談支援 イ）家族への相談支援（直接支援）
	医療的ケア児の円滑な在宅生活支援体制構築事業（障がい福祉課）			
	③医療的ケア児対応看護師技術習得研修 対象）訪問看護事業所、医療型短期入所事業所、保育所等看護師	**①医療的ケア児等受入促進事業** **○医療型短期入所受入促進モデル事業** **○医療的ケア児受入促進事業費補助金** ②医療的ケア児対応事業所個別支援 ○訪問看護事業所対象 ○医療型短期入所事業所対象		④医療的ケア児の学びの充実に向けた通学支援事業 ○通学支援事業検討会 ○通学支援の試行的実施（教育庁学校教育課）
医療的ケア児支援体制検討部会開催事業（障がい福祉課） 県医療的ケア児支援体制検討部会の設置・運営	**医療的ケア児等コーディネーター育成事業（障がい福祉課）** フォローアップ研修の実施	医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課） 市町村が実施する保育所等への看護師派遣、その他の医ケア児の受入に資する事業に係る費用の補助	**県HP等による情報発信（障がい福祉課）** 医療的ケア児支援について支援者や家族に対して情報を発信	
医療的ケア児支援体制整備に係る市町村合同研修会(障がい福祉課・小児在宅支援センター)	**特別支援学校における医療的ケア実施体制整備事業（教育庁学校教育課）** ○医療的ケア運営協議会	○指導医の巡回指導等 ○医療的ケア実施校連絡協議会 ○教員・看護師等の医療的ケア関係者への研修		

【参考】医療型短期入所とは

①ニーズ

・人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを行いながらご自宅で生活をする方が増えている。

・短期間、施設に入所して過ごす医療型短期入所の必要性が高まっている。

・一方で医療型短期入所事業所は県内において（全国的にも）不足している。

②医療型短期入所とは

障害福祉サービスの「医療型短期入所」にあたり、「１日～数週間、入浴・排せつ・食事のほか必要な医療的ケアや介護を提供するサービス」のこと。

▶WHO？ ー誰が行うの？

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院

▶WHOM？ ー誰にサービスを提供するの？

・気管切開を伴う人工呼吸器をつけている人
・進行性筋萎縮症の人
・重症心身障がい児・者
・遷延性意識障がいのある人
・筋萎縮性側索硬化症の人 など

※市町村等から障害福祉サービス受給者証が交付され、「短期入所」の支給決定を受けている人が対象

※様々な医療処置への対応や、動ける医療的ケア児・者の受入れも期待されている

▶WHEN？ ーどういう時にサービスを提供するの？

・介護者が休息・息抜きしたい時（レスパイト）
・介護者に冠婚葬祭・用事・仕事がある時
・介護者が体調不良・病気の時
・きょうだいとの時間確保、他の家族の介護
・家族の急病や事故などの緊急時 など

▶WHAT？ ーどんなサービスを提供するの？

・食事、排せつ、入浴等の介助
・医療的ケア など

※緊急対応として治療が必要な場合は、医療入院に切り替えることが可能（医療機関）

引用：医療型短期入所事業所 開設のためのガイドブック（R2.3）